

# こども<sup>★</sup>誰でも通園制度

川辺町では、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形で支援するため、月一定時間まで利用できるこども誰でも通園制度を実施しています。

「こどもを同年代の子と一緒に遊ばせたい」「子育てについて相談したい」「育児から離れてリフレッシュしたい」など理由を問わず利用することができます。



## 実施施設

### 川辺町第3こども園

利用時間 10:00 ~ 15:00 (1回の預かりを5時間とします)

住所 川辺町比久見 1032-5

電話番号 0574-53-4578

※給食費・おやつ代の負担が別途300円必要となります。

## 対象児童

0歳6か月～満3歳のこども

川辺町に住民票があること

保育所・認定こども園等に通っていないこと

## 利用可能時間

こども1人につき月10時間まで

## 利用料

1時間 300円 5時間 1500円

※世帯・課税状況により減免があります。

※給食費・おやつ代など別途実費負担(300円)が必要な場合があります。原則1回の預かりを5時間とします。

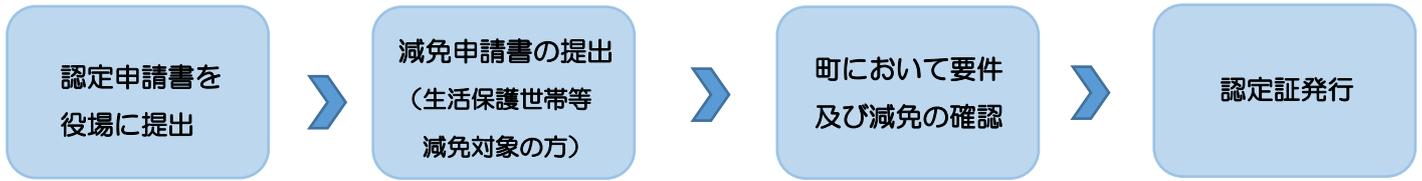
## 実施期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

# ご利用の手順

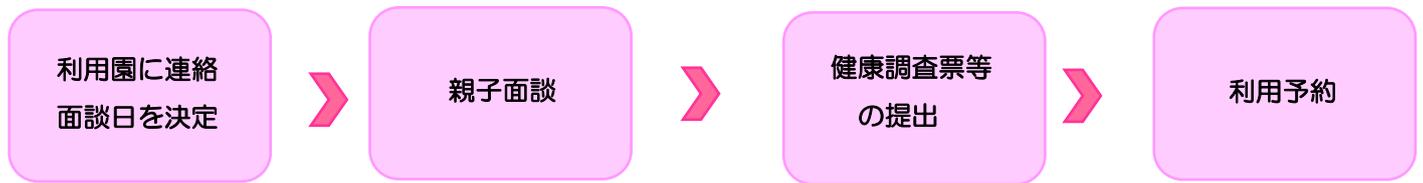


## ①利用申請



利用にあたっては、あらかじめ川辺町へ申請し、利用決定を受ける必要があります。  
役場または実施施設に用意してある認定申請書を、教育支援課へ提出してください。  
申請後、川辺町で要件の確認を行い、要件を満たしている場合は認定証を発行します。

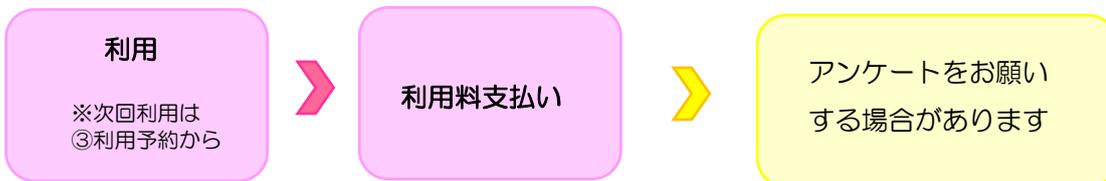
## ②面談・事前登録



## ③利用予約

認定証が届きましたら、実施施設に連絡し親子面談の日程を調整してください。  
面談時には、アレルギーや発育状況、障害の有無など、こどもの安全確保に関する情報を伝えていただきます。  
実施施設において、安全に受け入れることが困難な場合、ご利用いただけないこともありますのでご了承ください。

## ④利用



利用時間数に応じた利用料をお支払いください。(支払い方法等は実施施設にお尋ねください)



## 利用にあたっての注意事項

- 利用途中でこども園に入園した場合や、町外に転出された場合は利用できなくなります。  
ご利用をやめる場合や変更事項がある場合は、必ず実施施設にお申し出の上、届出書を役場に提出してください。
- 利用申請をしても、申込状況によっては、利用できない場合があります。
- 利用決定後、利用開始までの間に実施施設において必ず面談を受けてください。
- 無断キャンセルが続く場合には、利用をお断りする場合があります。
- 当日キャンセルした場合、予約した利用時間分が利用可能時間から消費されます。

